

令和6年度

# 事業承継促進事業補助金

福井市では市内での事業承継を応援するため、初期費用を支援します。

対象者	・交付決定日以降、令和7年3月31日までに事業承継する者であって、その代表となる者
主な要件	1. 次の(1)から(3)までの、いずれかに該当すること (1) 親族内承継 ・市内に主たる事業所を有する事業所における代表者の親族 ・市内に主たる事業所を設置し、その事業を継続する者 ・事業承継する日以後、市内に居住する者 (2) 従業員承継 ・市内に主たる事業所を有する事業所の従業員であり、かつ事業を営んでいない者 ・市内に主たる事業所を設置し、その事業を継続する者 ・事業承継する日以後、市内に居住する者 (3) 第三者承継 ・市内に主たる事業所を有する事業者であり、県内嶺北地域（福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町）に主たる事業所を有する事業所を取得し、その事業を継続する者 2. 交付申請日の属する年度の前々年度の4月1日から交付申請する日の前日までの間に、福井県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受け、同センターからの推薦を受けた者 3. 承継する事業について、国、県、市及びその他の公的機関が実施する補助を受けていないこと 4. 支店・支社・フランチャイズチェーン店、のれん分け等としての事業でないこと
補助限度額	100万円（補助率1/2以内） （予算残額によっては、補助限度額以下の補助額となる場合があります。）
補助対象経費	・工事費 ・設備費 ・備品購入費（車両及び汎用性のある物品を除く） ・商品開発費 ・広告宣伝費 ・会社設立経費 ※交付決定日以降に着手（発注等）した経費が補助対象となります。
募集件数	2～3件程度 （予算額に達した時点で終了します。）
申請方法	・福井県事業承継・引継ぎ支援センターに、問い合わせをお願いします。 ・申請書等の様式は、同センターにて配布します。 ・申請書類提出後の書類の差し替え、追加提出は原則行いません。 ・提出された申請書等は返却いたしません。
その他	・事業承継後は確定申告又は決算ごとに少なくとも2回、中小企業診断士によるフォローアップ面談を受けていただきます。

【お問い合わせ】 ○福井県事業承継・引継ぎ支援センター

福井市西木田2-8-1（福井商工会議所ビル2階）

TEL：0776-33-8279 / Mail：info@fukui-shoukei.jp

○福井市 商工労働部 商工振興課

福井市手寄1-4-1 アオッサ5階

TEL：0776-20-5325 / Mail：syokou@city.fukui.lg.jp